# 特別支援教育における自立活動の変遷と今後の在り方

The Change and the Challenge of Jiritsu Katsudou in Special Needs Education

猶原 秀明 (Hideaki NAOHARA)

### 1. はじめに

昭和46年(1971) に養護・訓練が創設されて今年で50年となる。

平成 11 年 (1999) に養護・訓練から自立活動に名称が変更され、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域として定着している。

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等 の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

在籍する幼児児童生徒の障害の状態は、重度・重複化、多様化しており、特に複数の種類の 障害を併せ有する児童生徒にとっては、教育の中心となっている。

こうしたなか、個々の実態に応じたきめ細かな指導が求められている。特別支援学校での 領域として定着した自立活動であるが、実態からの目標設定、指導内容の決定など個別の指 導計画の作成と実践には高い専門性が求められる。

特別支援学校での自立活動の取り組みにおいて、より教育的成果を高めるには、どのような取り組みが必要か、現在の課題とその方策について考察する。

### 2. 自立活動の変遷

養護・訓練が教育課程の編成領域に位置づけられた昭和 46 年 (1971) 以前の学習指導要領とそれ以降の学習指導要領をもとに「養護・訓練」及び「自立活動」の目標および内容等の変遷をみていく。

### (1)「養護・訓練」の設定以前

盲・聾・養護学校において障害の状態を改善し克服する指導は、教科等の指導の中での配慮などとして部分的な取り組みとして行われており、系統的・継続的には行われていなかった。

昭和 39 年 (1964) の盲学校学習指導要領小学部編、聾学校学習指導要領小学部編では、 次のように教科の一部として位置づけられた。

#### 盲学校

体育:歩行訓練 「歩行の重要性を知る」 「基本的な白い杖の使い方に慣れさせる」

理科:感覚訓練

### 聾学校

国語:聴能訓練 「音の存在を知ること」「音・音声を聞き分けること」

律唱:聴能訓練 「身体動作を通して基礎リズムを表現する能力を養うこと」

国語:言語指導 「口の動きに意味があることを理解すること」

養護学校では、昭和 38・39 年 (1963・1964) の学習指導要領では、各教科等の中で次のように位置づけられた。

## 養護学校(肢体不自由)

体育・機能訓練:他動運動、介助運動、自動運動、抵抗運動などを通して、各肢節の基本 動作を習得する訓練を行なう。歩行の重要性を知る。

#### 養護学校 (病弱)

養護・体育:病弱の状態に応じた絶対安静、安静、休養、午睡などを中心とする諸活動。 養護学校(精神薄弱)

独自の教科として取り組まれていた。

精神薄弱者の学習指導の特性を踏まえ各教科の全部又は一部について合わせて授業ができることを規定した。

盲学校・聾学校・肢体不自由の養護学校・病弱の養護学校と知的障害の養護学校では教育課程での位置づけ・取り扱いに大きな違いがある。知的障害養護学校では、合わせた指導として、生活訓練は日常生活の指導や生活単元学習で、職能訓練は作業学習として指導された。

盲・聾・肢体不自由・病弱教育においては、単一障害の場合には、基本的には小学校等の各教科等の内容に即した教育が行われてきた。この時期の教育課程編成は、各教科、道徳、特別活動及び学校行事等を通して学校の教育活動が行われていた。 そのため、障害の状態そのものについて計画的・継続的に指導する特別の時間枠を設定することができなかった。学校の教育活動全体を通して行われたが、教科の枠のなかでその一部として位置づけて指導するしかない状況であった。

知的障害教育においては、以前から教育内容・方法に関して独自の考え方をとってきた。 戦後の特殊学級では、学業の遅れのある様々な児童生徒を対象とし、学年を下げた各教科 等の内容を準備することによって対応した。その後、精神薄弱児童生徒に対象を限定するよ うになり、精神薄弱の状態に応じた精神薄弱教育独自の教育課程や指導法が求められるよう になった。

このように知的障害教育では、知的障害に応じた独自の教育内容・方法で対応し、この考 え方は、現行の学習指導要領においても引き継がれ実践されている。

### (2)「養護・訓練」の設定

昭和 46 年 (1971) の盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱の各学校の学習指導要領改定によって「養護・訓練」が教育課程編成の一つの領域として位置づけられた。

教育課程審議会の答申(昭和 45 年)<sup>(1)</sup>では、改善の基本方針において「児童生徒の障害およびこれに起因する心身の発達上の遅滞や欠陥を補い、障害による不利な条件を克服させるために必要な特別の指導についていっそうの充実を図る」とし、「心身に障害を有する児童生徒の教育において、その障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし社会によりよく適応していくための資質を養うためには特別の訓練等の指導がきわめて重要である。これらの訓練等の指導は、ひとりひとりの児童生徒の障害の種類・程度や発達の状態等に応じて、学校の教育活動全体を通じて配慮する必要があるが、さらになお、それぞれに必要とする内容を、個別的、計画的かつ継続的に指導すべきものであるから、各教科、道徳および特別活動とは別に、これを「養護・訓練」とし、時間を特設して指導する必要がある」と具体方針を表した。

これにより障害の状態を改善・克服するための教育が学習指導要領に位置づけられ、小学校との教育の共通性を維持しつつ、独自の教育的立場に立った。

この学習指導要領の改訂では、学校種毎に学習指導要領が作成された。

養護・訓練の目標と内容は共通で、心身の発達の諸側面を分類・整理し、各障害の状態を 改善克服するための固有の指導内容とした。

目標と内容を以下に示す。(2)

# 第1 目標

児童または生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、技能、 態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 第2 内容

### A 心身の適応

- 1 健康状態の回復および改善に関すること。
- 2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。
- 3 障害を克服する意欲の向上に関すること。

#### B 感覚機能の向上

- 1 感覚機能の改善および向上に関すること。
- 2 感覚の補助的手段の活用に関すること。
- 3 認知能力の向上に関すること。

#### C 運動機能の向上

- 1 肢体の基本動作の習得および改善に関すること。
- 2 生活の基本動作の習得および改善に関すること。
- 3 作業の基本動作の習得および改善に関すること。

### D 意思の伝達

- 1 言語の受容技能の習得および改善に関すること。
- 2 言語の形成能力の向上に関すること。
- 3 言語の表出技能の習得および改善に関すること。

昭和54年(1979)の学習指導要領改訂では、盲·聾·養護学校の学習指導要領が共通に示され、養護・訓練の内容は、5つの柱(身体の健康、心理的適応、環境の認知、運動・動作、意思の伝達)を基に18項目に改められた。

昭和54年(1979)は、養護学校教育の義務制が実施された年である。

それまで就学猶予または就学免除されていた子どもが養護学校に通うことになり、わが国 の義務教育制度が完成したと言える。

養護学校の小学部、中学部の重複障害学級の在籍率は、昭和 48 年(1973) の 9.0%から、昭和 54 年(1979) には 24.9 %となり、多くの重複障害者が在籍することとなった。

こうした状況を踏まえ、この学習指導要領の改訂では、訪問教育を教育課程へ位置づける とともに交流教育を総則に規定するなど義務制実施に対応した。また、子どもの障害の状態 等に即して多様な教育課程が編成できるよう一層の弾力化が図られ障害の重度・重複化に対 応した。

教育課程編成の一層の弾力化では、各学校において、以下のような多様な教育課程が実施 されるようになった。

- ① 小学校等の教科の目標・内容等に準じた教育課程
- ② 知的障害養護学校の教科の目標・内容等による教育課程
- ③ 養護・訓練を主とした教育課程

盲学校、聾学校及び養護学校で共通の学習指導要領となったため、指導計画の作成と内容の取扱いも共通に示された。

目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを以下に示す。(3)

## 第1 目標

児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

#### 第2 内容

### A 心身の適応

- 1 健康状態の回復及び改善に関すること。
- 2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。
- 3 障害を克服する意欲の向上に関すること。

### B 感覚機能の向上

- 1 感覚機能の改善及び向上に関すること。
- 2 感覚の補助的手段の活用に関すること。
- 3 認知能力の向上に関すること。

### C 運動機能の向上

- 1 肢体の基本動作の習得及び改善に関すること。
- 2 生活の基本動作の習得及び改善に関すること。
- 3 作業の基本動作の習得及び改善に関すること。

## D 意思の伝達

- 1 言語の受容技能の習得及び改善に関すること。
- 2 言語の形成能力の向上に関すること。
- 3 言語の表出技能の習得及び改善に関すること。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童又は生徒の心身の障害の状態、発達段階及び 経験の程度に応じて、それぞれに必要とする第2の内容を相互に関連づけて具体的な 事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるものとする。
- 2 指導計画の作成に当たっては、各教科, 道徳及び特別活動における指導と密接な関連を 保つようにし、組織的、計画的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の心身の障害の状態及び能力・適性等に 応じた具体的な目標を明確にし、児童又は生徒の意欲的な活動を促すようにするもの とする。
- 4 養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識や技能を有する教師が中心となって担当し、 全教師の協力のもとに、効果的な指導を行うようにするものとする。
- 5 児童又は生徒の心身の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門 家の指導・助言を求め、適切な指導ができるようにするものとする。

平成元年 (1989) の学習指導要領改訂では、幼稚部教育要領に養護・訓練が新たに設定された。また、自立活動の内容の示し方の見直しが行われ、4区分 12項目から5区分 18項目へ変更された。

養護・訓練の内容の示し方が抽象的で分かりにくいという指摘があったことや、児童生徒の障害の多様化に対応する観点から、それまでの実施の経緯を踏まえ、具体的な指導事項を設定する際の観点をより明確にするという方針で改正が行われた。

#### 目標、内容を以下に示す。(4)

#### 第1 目標

児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度

及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

### 第2 内容

#### 1 身体の健康

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 疾病の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 損傷の理解と養護に関すること。

#### 2 心理的適応

- (1) 対人関係の形成に関すること。
- (2) 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。
- (3) 障害を克服する意欲の向上に関すること。

#### 3 環境の認知

- (1) 感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (3) 認知の枠組となる概念の形成に関すること。

### 4 運動・動作

- (1) 姿勢と運動・動作の基本の習得及び改善に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活の基本動作の習得及び改善に関すること。
- (4) 移動能力の向上に関すること。
- (5) 作業の巧緻性及び遂行能力の向上に関すること。

### 5 意思の伝達

- (1) 意思の相互伝達の基礎的能力の習得に関すること。
- (2) 言語の受容・表出能力の向上に関すること。
- (3) 言語の形成能力の向上に関すること。
- (4) 意思の相互伝達の補助的手段の活用に関すること。

### (3)「養護・訓練」から「自立活動」へ

平成 11 年 (1999) の学習指導要領の改訂で養護・訓練から自立活動に名称が変更された。 この領域が「一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動である」ことと「自立を目指 した主体的な取組を促す教育活動である」ことを一層明確にする観点からである。

養護、訓練という受け身的な印象を受ける言葉を改め、自立と社会参加を目指す学習であることを表現した。子どもの主体性を明確にしたことに大きな意義がある。

改訂前の総則では、「心身の障害に基づく種々の困難を克服させ、社会によりよく適応していく資質を養うため」としているのに対して、「障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため」と改善された。

目標については、改訂前は、「児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するた

めに必要な知識、技能、態度及び習慣を養い」であったのに対して、「個々の児童又は生徒が 自立を目指し、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び 習慣を養い」と学習者である子どもの主体性を明確に規定した。

自立活動の目標については、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であることが一層明確になるよう改めた。

自立活動の内容については、具体的な指導内容を選定する際の観点がより明確になるよう、区分の名称を分かりやすい表現に改め、具体的にイメージしやすくなるようにし 22 の項目で示した。

#### 目標、内容を以下に示す。(5)

#### 第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する ために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 第2 内容

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 損傷の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

## 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 対人関係の形成の基礎に関すること。
- (3) 状況の変化への適切な対応に関すること。
- (4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること。

#### 3 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (3) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

#### 4 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業の円滑な遂行に関すること。

### 5 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

### 平成21年(2009)の学習指導要領改訂

この頃、養護学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化が進み、また、小学校、中学校においては、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒の増加が問題となっていた。

養護学校では、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度が必要となってきた。小中学校では、発達障害のある子どもに対し、一人一人の教育的ニーズに応じた 支援を行うことが喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、障害の重度・重複化、多様化に対応するために、平成 19 年 (2007) 改正学校教育法(平成 18 年・2006)により盲・聾・養護学校の制度は、特別支援学校制度に転換 された。

「発達障害者支援法」の施行、「学校教育法施行規則」の一部改正等により、新たに通級による指導において LD 及び ADHD を対象とし、従来から対象としていた自閉症についても情緒障害から独立して指導できることとなった。

改正学校教育法により、幼稚園、小・中学校、高等学校及び中等教育学校においても、発達 障害を含む幼児児童生徒に対して特別支援教育を推進することとなった。

この改訂は、特別支援教育に対応したものとなった。

自立活動の目標について、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること」「他者の意図や感情の理解に関すること」などの5項目を新たに追加した上で、区分に「人間関係の形成」を加え、5区分22項目を6区分26項目で示した。

個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、実態の把握、指導の目標の設定、 指導内容の設定、評価等についての配慮事項をそれぞれ示した。

目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを以下に示す。(6)

#### 第1目標

個々の児童又は生徒か自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の

#### 基盤を培う。

### 第2内容

- 1 健康の保持
  - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
  - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
  - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
  - (4) 健康状態の維持・改善に関すること。
- 2 心理的な安定
  - (1) 情緒の安定に関すること。
  - (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
  - (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
- 3 人間関係の形成
  - (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
  - (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
  - (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
  - (4) 集団への参加の基礎に関すること。
- 4 環境の把握
  - (1) 保有する感覚の活用に関すること。
  - (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
  - (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
  - (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
  - (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
- 5 身体の動き
  - (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
  - (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
  - (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
  - (4) 身体の移動能力に関すること。
  - (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
- 6 コミュニケーション
  - (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
  - (2) 言語の受容と表出に関すること。
  - (3) 言語の形成と活用に関すること。
  - (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
  - (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

### 第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第 2 に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
  - (2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
  - (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
    - ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯 定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
    - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意 欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
    - ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。
    - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周 囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げるこ と。
  - (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導 の改善に生かすよう努めること。
- 3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 4 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促す ために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的 な指導が展開できるようにするものとする。
- 6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

平成29年(2017)の学習指導要領改訂

現在、最新の学習指導要領の改訂である。

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 今回の改訂の要点 には、次のように書かれている。

「近年、特別支援学校に在籍する重複障害者の割合は増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた自立活動の指導の充実が求められている。また、発達障害を含めた障害のある児童生徒等が、特別支援学校だけではなく小・中学校等においても学んでいることから、特別支援学級、通級による指導においても、児童生徒等の多様な障害の種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導の充実が求められている。」

このような現状の中で、多様な学びの場における自立活動の指導が、幼児児童生徒の自立と社会参加の質の向上につながるような指導となることを踏まえ、中央教育審議会答申に基づいて改訂が行われた。

自立活動の内容については、発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、6 つの区分は従前と同様であるが、「1 健康の保持」の区分に「(4)障害の特性の理解と生活環境 の調整に関すること。」の項目を新たに設けた。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた 指導を充実するため、「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2)感覚や認知の特性 への対応に関すること」の項目を「(2)感覚や認知 の特性についての理解と対応に関するこ と。」と改めた。

さらに、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めた。

個別の指導計画の作成と内容の取扱いについては、個別の指導計画の作成についてより理解を促すため、実態把握から指導目標(ねらい)や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項をそれぞれ示すこととした。

また、児童生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから、小学部及び中学部においては、「個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

さらに、小学部及び中学部の児童生徒自らが、自立活動の学習の意味を将来の自立と社会

参加に必要な資質・能力との関係において理解したり、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりしていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

小学校、中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒について、「個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」を新たに示した。

目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを以下に示す。(7)

#### 第1目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の 基盤を培う。

## 第2 内容

- 1 健康の保持
  - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
  - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
  - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
  - (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
  - (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

## 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
- 6 コミュニケーション
  - (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
  - (2) 言語の受容と表出に関すること。
  - (3) 言語の形成と活用に関すること。
  - (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
  - (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

#### 第3個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達 の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及 び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の 中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容 を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
- (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
- ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯 定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲 を高めることがでるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面 を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲 の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思

考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

- カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要 な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。
- (4) 児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の 改善に生かすよう努めること。
- (5) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促す ために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的 な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として 調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下 に効果的に行われるようにするものとする。
- 6 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の 指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
- 7 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用 して関係機関等との連携を図るものとする。

## 3. まとめ

自立活動は、子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じて学習指導要領の改訂ごとに目標、 内容、指導計画の作成と内容の取扱いを改正してきた。

知的障害教育においては、自立活動の指導の多くは、領域・教科等を合わせた指導において行われてきた。指導目標、指導内容、指導方法の設定は、実態把握と評価を繰り返し試行錯誤しながら行われており、教員の経験と工夫によるところが大きい。そのため、指導事例の蓄積や情報の共有が不可欠である。

肢体不自由の特別支援学校においては、自立活動の取り組みの多くが姿勢や身体の動きに関わるものとなっている。自立活動の個別の指導計画の作成において、目標と内容が身体の動きや保持に関わるものになりがちである。本人および保護者の希望や優先課題として身体に関することが主となるのは理解できるが、実態からの十分な検討をせず、肢体不自由だから身体に関する目標を設定するというのは問題である。心理的な安定や環境の把握など他の内容に関わる目標が優先課題となる場合もある。適切な実態把握と十分な検討が大切である。

こうした状況を解決する方策として、指導事例の蓄積や情報の共有は不可欠である。自立活動に精通した指導的立場となる教員が不足している。PT·OT·ST や大学教員などの外部人材との連携、活用は必須である。

これまでの指導事例の蓄積、日々の指導と評価による事例検討などの積み重ねによって教 員の力量を高めていくことと外部人材の指導助言の両輪を活かすことが重要である。

小学校、中学校では、すでに特別支援学校のコーディネーターの派遣によって指導助言を得るなどセンター的機能の活用が行われているが、活用状況は学校によって大きな偏りがある。外部人材の活用はこの数年で大きく進んでいるが、学校の閉鎖性は、まだまだ大きな課題である。障害の重度・重複化、多様化が進み、個に応じたきめ細かな指導が求められるなか学校現場の人手不足が課題となっている。大学や関係機関、地域との連携を深め、大学生や専門家などの外部人材の活用をもっと進める必要がある。最近では、教員を目指す学生の多くが特別支援教育に関心を持っている。こうした学生の活用を進めることは、現場と教員を目指す学生の双方にメリットとなるのではないだろうか。

学校内部、学校を取り巻く環境双方を見据えた大きな視点と連携が必須である。

#### 引用文献

- (1) 教育課程審議会 盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について (答申) 昭和 45 年 (1970)
- (2)養護学校小学部·中学部学習指導要領 精神薄弱教育·肢体不自由教育·病弱教育(昭和 46 年 3 月 13 日文部省告示第 79 号)
- (3) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(昭和54年7月2日文部省告示 第131号)
- (4) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(平成元年10月24日文部省告示第158号)
- (5) 盲学校,聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月29日文部省告示第61号)
- (6) 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部·中学部学習指導要領(平成 21 年 3 月 9 日文部 科学省告示)
- (7) 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部·中学部学習指導要領(平成 29 年 4 月文部科学省告示)

# 参考文献

- ・養護学校小学部学習指導要領 肢体不自由教育編 (昭和38年2月27日文初特第114号)
- ·養護学校小学部学習指導要領 病弱教育編(昭和38年2月27日文初特第114号)
- ·養護学校小学部·中学部学習指導要領 精神薄弱教育編(昭和38年2月27日文初特第114号) 盲学校学習指導要領 小学部編(昭和39年3月23日文部省告示第70号)
- · 聾学校学習指導要領 小学部編(昭和39年3月23日文部省告示第71号)
- ·養護学校中学部学習指導要領 肢体不自由教育編(昭和39年3月27日文初特第162号)
- ·養護学校中学部学習指導要領 病弱教育編(昭和39年3月27日文初特第162号)
- · 文部科学省 学校基本調査